

特別償却の付表（五）の記載の仕方

- 1 この付表（五）は、青色申告法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条《課税の特例》に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」といいます。）に該当するものが租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の11の2第1項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人で承認地域経済牽引事業者に該当するものが措置法第68条の14の3第1項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、措置法第42条の11の2第1項又は第68条の14の3第1項に規定する特定事業用機械等（以下「特定事業用機械等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 2 「特定事業用機械等の区分1」は、特定事業用機械等が措置法第42条の11の2第1項又は第68条の14の3第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、（ ）内には、これらの規定の該当号を記載します。
- 3 「事業の種類2」には、特定事業用機械等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「特定事業用機械等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、特定事業用機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、その特定事業用機械等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。
- 5 「特定事業用機械等の名称4」には、特定事業用機械等に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「取得価額8」には、特定事業用機械等の取得価額を記載します。

ただし、その特定事業用機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、一の承認地域経済牽引事業計画（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条第2項《地域経済牽引事業計画の変更等》）に規定する承認地域経済牽引事業計画をいいます。以下同じです。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第13条各号《減価償却資産の範囲》に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円に満たないものについては、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 7 「取得価額の合計額が80億円を超えることによる修正取得価額9」には、措置法第42条の11の2第1項又は第68条の14の3第1項の規定の適用を受ける一の特定地域経済牽引事業施設等（措置法第42条の11の2第1項又は第68条の14の3第1項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいいます。以下同じです。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合に、「一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額15」のうちに占める個々の特定事業用機械等の「取得価額8」の金額の割合を80億円に乗じて計算した金額を記載します。
- 8 「特別償却率10」の分子は、次の特定事業用機械等の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項《地域経済牽引事業計画の承認》の規定による承認を受けた法人が承認地域経済牽引事業（同法第25条に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」といいます。）をいい、地

- 域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限りま
す。)の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品
…「50」
- (2) 機械及び装置並びに器具及び備品((1)に該当するものを除きます。)…「40」
- (3) 建物及びその附属設備並びに構築物…「20」
- 9 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定事業用機械等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「都道府県知事の承認を受けた年月日13」には、承認地域経済牽引事業計画について、都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた年月日を記載します。
- (2) 「主務大臣の確認を受けた年月日14」には、承認地域経済牽引事業について、主務大臣の確認を受けた年月日を記載します。
- (3) 「一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額15」には、特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載します。
- (4) 「新設又は増設の区分16」は、「特定事業用機械等の名称4」に記載した減価償却資産の属する一の特定地域経済牽引事業施設等について、新設又は増設の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (5) 「その他参考となる事項17」には、その資産が特定事業用機械等に該当する旨等参考となる事項を記載します。